

修正条文案（自治基本条例 たたき台案）

第19回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議資料

自治基本条例たたき台案 修正条文案

「計画的行政」、「財政運営」、「行政評価」

（計画的な行政運営）

【条文案（例）】

- ①市は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。
- ②市は、基本計画に基づき各行政分野における計画を策定し、実施するにあたっては、基本構想との整合性を図るものとする。
- ③市は、基本構想や計画等を策定するときは、市民参画により策定するとともに、実施に係る進捗状況に関する情報を分かりやすく公表しなければならない。
- ④市は、基本構想や計画等が社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加えるものとする。

【条文案への意見等】

- ・見出しの「計画的行政の推進」について、条文からは推進が読み取れないので変更を。
- ・2項について、現行案はあまり意味がないので、行政分野ごとの計画の横の調整をするような内容に。
- ・3項について、2つに分けて差し替え前の条文に。
- ・4項について、社会情勢への変化というのは短期間で変わるものであり、長期的な「基本構想」を合わせるのはいかがでしょうか。
- ・「行政評価などの結果を受けて計画を柔軟に見直す」のように、評価との関連性を入れたほうがよいかもしれない。

【修正条文案】

- ①市は、計画的な行政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。
- ②市は、各行政分野における計画を策定するときは、計画相互間の調整を図るものとする。
- ③市は、基本構想や計画等を策定するときは、あらかじめ計画等に関する情報を公表し、市民参画により策定するものとする。
- ④市は、基本構想や計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民にわかりやすく公表するものとする。
- ⑤市は、計画等が社会情勢の変化に対応できるよう常に検討を加えるとともに、行政評価の結果を活用し見直すものとする。

【説明】

- (1) 総合計画（基本構想）については、平成 23 年の地方自治法改正により策定義務はなくなりましたが、計画的な行政運営を行っていく必要があることから、自治基本条例の中で策定する旨を規定するものです。
- (2) 分野ごとに策定する計画については、組織の横の繋がりをとりながら計画間調整を図る必要があるため定めるものです。
- (3) 各計画の策定にあたっては、多様な意見を反映させるために市民参画により行うこととするものです。
- (4) 各計画等については、進捗状況報告をわかりやすく行なっていくことを規定するものです。
- (5) 各計画について、作ったら終わりとならないように、社会情勢の変化に合わせて常に検討を加え、別実施する行政評価の結果なども活かしながら実効性のある計画としていくことを規定するものです。

（財政運営）

【条文案（例）】

- ①市は、中長期的な財政推移を踏まえ、市民サービスの維持向上とともに、最少の経費で最大の効果を上げる健全な財政運営に努めなければならない。
- ②市は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- ③市は、保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図らなければならない。

【条文案への意見等】

- ・「健全な財政運営」と「市民サービスの維持向上」は相容れない内容なので、「財政推移を踏まえ健全な財政運営に努めなければならない」のようにして、但し書きで、市民サービスについて触れるという書き方はできないか。
- ・「最少の経費で最大の効果」という表現よりも、「効果的かつ効率的」という表現に。
- ・行財政改革に取り組むという文言がいるのではないか。
- ・行財政改革という文言だけだと、予算カットというイメージに誤解されてしまう気がするので、予算を見直して翌年度も使えるような仕組みにつながるような文言を入れておく。
- ・「効果的かつ効率的」という文言の前に、「政策相互の連携を図りながら」を加える。

【修正条文案】

- ①市は、中長期的な財政推計を踏まえ、政策相互の連携を図りながら効果的かつ効率的な財政運営に努めなければならない。
- ②市は、予算の執行段階において創意工夫により経費節減に努めるとともに、行財政改革に取り組まなければならない。
- ③市は、保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図らなければならない。
- ④市は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【説明】

（１）市の歳入の多くを占める地方交付税については、平成 17 年に市町村合併をしたことにより通常の基準による算定より多い状況です。この地方交付税は、合併 10 年経過後から段階的に 5 年間で通常の基準に削減されることになっています。また、税収についても少子高齢化による人口減少等もあり中長期的には増加は難しい状況であると予想されます。したがって、そのような状況下でも可能な限り行政サービスを維持させていくため、効率的に業務を行なっていくことを規定するものです。

（２）例えば、予算執行についてサービス水準を低下させずに経費節減を行なった場合、節減額相当を次年度予算に追加配分させるといったことを行うことを検討し、行財政改革に取り組んでいくことを表しています。

（３）財産の適正な管理や効率的な運用を行うことは、資産の適正な活用にもつながり財政的にも有利に働くことから規定するものです。

（４）財政状況を市民に分かりやすく伝えていくことを規定するものです。公表についての具体的な方法については、今後検討していきます。

（行政評価）

議論中

【条文案（例）】

- ①市は、効果的かつ効率的な市政運営及び基本計画の推進を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。
- ②市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

【条文案への意見等】

- ・ 行政評価の実施目的が、基本計画の「推進のため」となっているが、そうではなくて進捗状況がどうなっているかを見るためのものだと思う。
- ・ 行政評価は総合計画に基づいて評価するというよりも、有効性や必要性などの指標に基づいて調べたうえで、その事業のやり方でよいのかどうかを見るものだと思う。
- ・ 本来、評価というのは見直しを通じて、より良いものにしていくものなので、そのニュアンスが伝わるような文言にした方がよいのではないか。
- ・ 評価結果を施策等に反映させるという文言を加える。
- ・ 評価の目的を、「基本計画の効率的かつ効果的な推進及びその進捗管理を行うため」とすれば二つの考え方を含むことになる。

【修正条文案】

- ①市は、基本計画等の効果的かつ効率的な推進及びその進捗管理を行うため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、行政評価は、外部の視点を取り入れるよう努めなければならない。
- ②市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を施策等に反映させるものとする。
- ③市の職員は、効率的な行政サービスを提供するため、行政評価等を通じて業務改善に努めなければならない。

【説明】

（1）日田市では、行政評価を行い、総合計画などの進捗状況や効果等の管理をしています。この行政評価については、行政内部の視点だけでは気付きにくいこともあるため、市民等の外部の視点からの評価も取り入れていくことを規定しています。

（2）評価結果についてはホームページにて公表していますが、提供方法の改善を図りながら、市民にわかりやすく公表していきます。また、評価の結果については次年度以降の予算などに反映していくことを表しています。

（3）行政評価など、「評価する」ことを通じて事務事業を見直していくことは重要ですが、職員それぞれの普段の仕事の仕方を見直していくことも大事なことなので、業務改善に努めることを規定するものです。